

障害福祉課より 2つの条例を新しく制定しました

「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、県や市町などの行政機関、会社やお店などの民間事業者が、障害者に対し「不当な差別的取扱い」をすることを禁止し、「合理的な配慮」を提供することが求められています。

市では、障害者差別の解消に向けた取組みの具体的施策として、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にしよう共生のまちづくりを推進するため、本条例を制定しました。

〈条例の概要〉

障害を理由とする差別の解消についての基本理念を定め、市の責務並びに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消のための施策などについて定めています。

〈「不当な差別的取扱い」とは〉

正当な理由が無いのに、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したりすることは禁止されています。

〈「合理的配慮」とは〉

障害のある人から配慮を求められた場合には、負担になりすぎない範囲で応えることが求められます。

「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」

市では、手話が言語であるとの認識を深め、障害の特性に応じたコミュニケーション手段への理解を広げる取組みをより一層推進することにより、障害者の権利を守り、全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら、多様性を認め合う共生社会を実現するため、本条例を制定しました。

〈条例の概要〉

「手話が言語であるとの認識の拡大」と「障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進」に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の推進などについて定めています。

〈手話言語とは〉

手話は、音声言語である日本語や英語と同じように独自の言語体系を持ち、手や指の動きの他にも、空間や表情などを用いて視覚的に表現する言語です。

〈障害の特性に応じた

コミュニケーション手段とは〉

手話、要約筆記、点字、音訳、絵図など、それぞれの障害の特性やその方の状況に応じた様々なコミュニケーション手段があります。

今後、これらの手段に対する理解の促進や環境の整備など、関連施策を推進していきます。

【問】障害福祉課 ☎(0879)26-9903

手話通訳者の設置について

市では、手話をコミュニケーション手段としている方が福祉事務所を利用する際等の手助けをするため、定期的に手話通訳者を設置しています。ご相談や手話に関するお話も受け付けていますので、気軽に立ち寄りください。

○利用対象者

市内に居住する聴覚障害者、その他手話に関する相談等を希望される方

○設置場所

寒川庁舎1階相談室

○設置日・時間

毎週水曜日(水曜日が休日の場合は、その翌日)
8:30～17:00

【問】障害福祉課

☎(0879)26-9903

手話通訳者および要約筆記者の派遣を行っています

○派遣の対象となるのは…

市内に住所を有し、聴覚、音声機能または言語機能に障害があり、手話または要約筆記によるコミュニケーションを必要とする方が、官公署、医療機関その他日常生活を営む上で必要な機関で手続きをするときなどです。

○以下の場合、派遣対象となりません。

- ・営利を目的としている場合
- ・個人の趣味や娯楽に関する場合
- ・講演会等、主催者側の経費で賄える場合
- ・政治的行為や宗教的な目的の場合

※手話通訳者および要約筆記者の派遣を受けたいときは、それぞれ事前の申請(基本的には、派遣を希望する日の1週間前までに)が必要です。

【問】障害福祉課

☎(0879)26-9903

要約筆記サークル「幸」 『聞こえ』の講座の開催について

第2回 9月29日(日) 13時30分～16時

- 生活弱者(障害者・高齢者等)を取り巻く環境 ～虐待って特別なこと?～
- 心の疲れにアロマでハンドマッサージ

第3回 10月27日(日) 13時30分～16時

- もしも災害が起きてしまったら ～防災と減災～
- 避難所でもできる ストレス解消ストレッチ

場 所 造田ふれあいプラザ(JR造田駅前)

【問】要約筆記サークル「幸」 ☎・FAX(087)895-2151